

令和8年度

いじめの防止等のための基本的な方針

小鹿野町立小鹿野小学校

目次

はじめに	2
第1 小鹿野町立小鹿野小学校基本方針の策定	2
第2 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方	3
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 学校の責務	
4 保護者の責務	
第3 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置	
第4 重大事態への対処	9
(1) 重大事態への対処の流れ	
(2) 小鹿野町教育委員会又は本校による調査	
第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	14
<資料> 年間行事予定	

はじめに

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものである。同時に、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは決して許される行為ではなく、いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導し、成長を促していく必要がある。

小鹿野町では、小鹿野町教育行政重点施策の4「安心・安全な学校づくり」において「いじめ・不登校の防止」をあげ、いじめを許さない意識の醸成及びいじめの早期発見と徹底した対応に全町をあげて取り組んでいるところである。

本校でも、生徒指導委員会を中心として学校のチーム力を向上させ、組織対応によるいじめの未然防止・早期発見・さらには適切かつ迅速な対処が実行できる体制づくりを進めてきた。例えば、事故対応マニュアルを作成し、「いじめ」に関する項目を立て、基本方針や事故発生時の対応について、全職員が共通理解して対応できる体制を整えてきた。また、生徒指導のための情報交換会を頻繁に実施し、どんな小さないじめの芽であっても見逃さず対応できるように努めている。さらに、担任による毎月のトラブル報告や児童を対象にした学期1回のいじめに関するアンケートを実施し、情報共有を基盤にした組織的な生徒指導体制を整え、悩みを抱えている児童や保護者と面談を行うなど、適切な対処を実行できるようにしている。

一方で、いじめの防止は、学校だけでなく、家庭・地域、関係機関等が一体となって取り組むべき重要な課題である。学校は、家庭・地域、関係機関等との連携を推進し、いじめに関する課題意識を共有するとともに、それぞれが適切に役割を果たしていくように働きかけることで、児童・保護者が安心して暮らせる社会及び集団を築いていく必要がある。

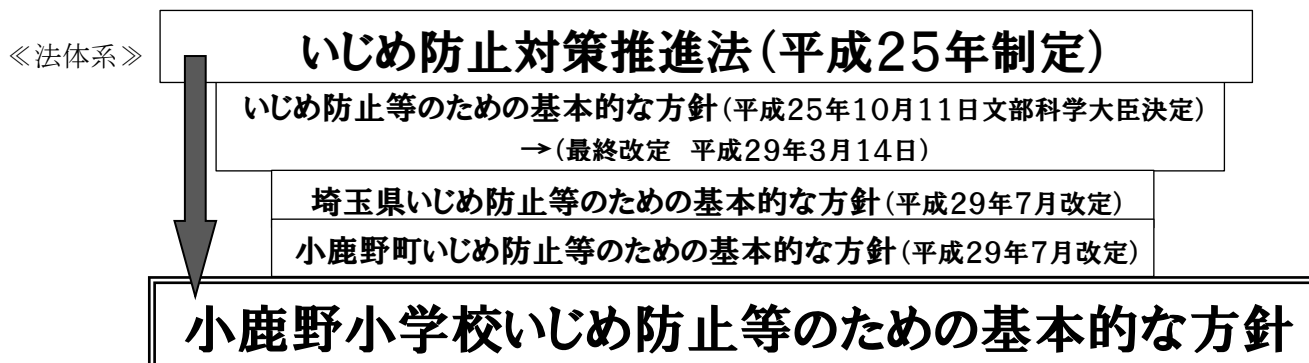
本校で実施されているいじめ防止等に関わる取組をさらに実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下に、小鹿野町立小鹿野小学校いじめの防止のための基本的な方針(以下「小鹿野小学校基本方針」という。)を策定した。これは、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、国及び埼玉県、小鹿野町の基本方針を参酌した上で、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 小鹿野小学校基本方針の策定

(いじめの防止対策推進法)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校では法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針又小鹿野町の基本方針を参酌するとともに、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。



小鹿野小学校基本方針では、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめが起きにくく・いじめを許さない環境を本校につくることを目指して、いじめの未然防止、早期発見、またいじめの発生時を含めたいじめ問題に対する対応が、学校組織として体系的かつ計画的に実践する対策の内容を具体的に記載している。また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定めるものである。

この小鹿野小学校基本方針は、本校の入学説明会や懇談会等で趣旨説明を実施したり、各種のおたよりやホームページに掲載したりすることで保護者・地域に周知と理解を図っていく。さらには、学校評価等を通じて保護者や地域の意見を取り入れ、学校の取り組みに反映させていくものである。そして、小鹿野小学校基本方針が本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、取組の実効性を高めるため必要に応じて見直すというPDC Aサイクルを盛り込みながら、常に見直しと改善に取り組んでいくこととする。

この小鹿野小学校基本方針を策定することの主な目的は、次の3つである。

- ① 小鹿野小学校基本方針に基づく対応が徹底することにより、学校がいじめへの対応が個々の教員の対応ではなく、組織として一貫した対応を実施する。
- ② いじめ発生時の学校の対応をあらかじめ示すことで、児童とその保護者に対して学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑制につながる。
- ③ いじめの被害者を守るだけでなく、加害者への成長支援の観点を位置づけることにより、いじめの加害者への教育も推進していく。

第2 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関わる問題であり、いじめ防止等のための対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを旨として実施されなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、決して許されない行為であることを全ての児童に十分に理解させる必要がある。それとともに、全ての児童が当事者意識を持っていじめの撲滅に取り組めるように指導し、いじめを行わないことはもちろん、万が一いじめを認知した場合にも、傍観者となって問題を放置することがないように指導する。

また、いじめ防止等の対策は、家庭や地域との協力や教育委員会をはじめとする関係機関との連携の下に、いじめ問題の克服を目指して実行することで、より効果的に実践することが可能になる。

2 いじめの定義

本校におけるいじめの定義については、いじめ対策推進法第2条の規定に従うものとする。

(いじめの防止対策推進法)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じているものをいう。

また、いじめの認知やいじめの解消については、文部科学大臣が定める「いじめ防止等のための基本的な方針」やいじめ防止等のための基本的な方針」並びに「小鹿野町いじめ防止等のための基本方針」に示された考え方に従うものとする。

特に以下の点に留意して対応する。

- ・いじめの認知については、法の定義に従い適切に対応する。その際、けんかやふざけ合いであっても、その背景を注意深く調査し、いじめか否かの判断を行う。

- ・いじめの解消については、上記方針に従い、少なくとも以下の①②の2つの要件が満たされている状態とする。また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童を、日常的に注意深く観察していく。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

3 学校の責務

学校は、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関と連携を図りつつ、学校全体で、いじめの防止及び早期発見に努め、いじめに対しては迅速かつ適切に対処するものとする。

4 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように、児童生徒に対して規範意識の涵養、その他の必要な指導を行うものとする。また、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。さらに、町及び学校が講じるいじめ防止等のための措置に協力するものとする。

第3 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

(いじめ防止対策推進法)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「小鹿野小学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

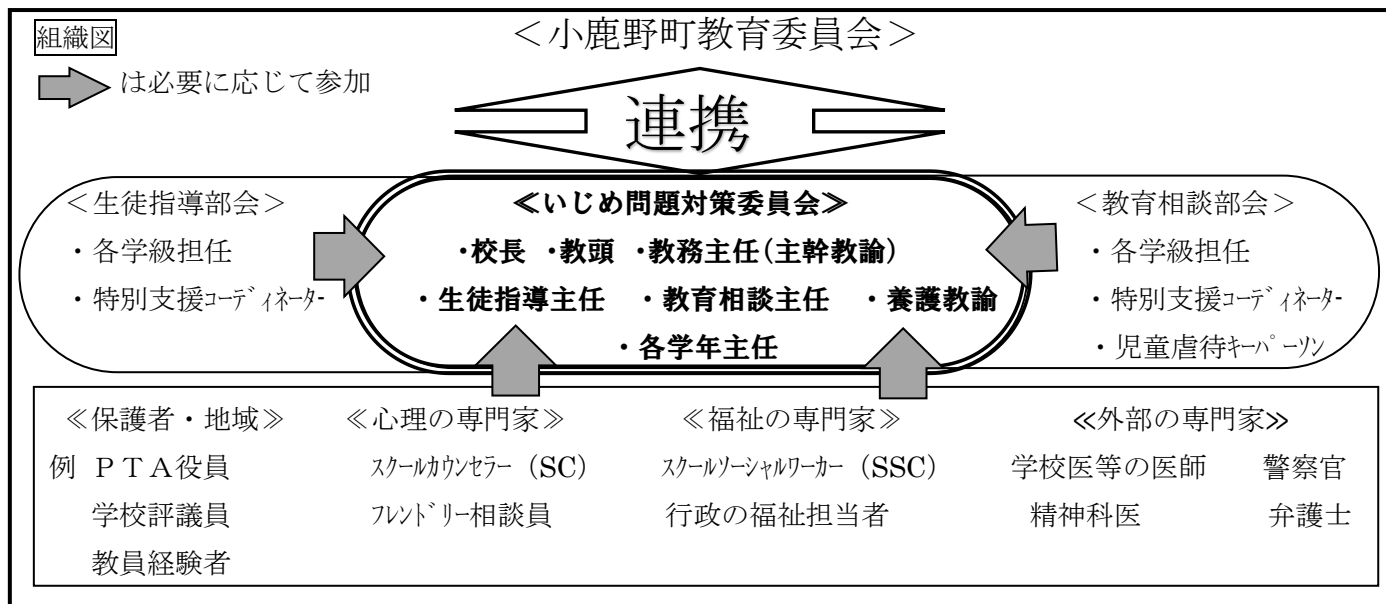
問題対策委員会は、本校の生徒指導部会を母体とし、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任や教科担当等も加えることができるものとする。

問題対策委員会は、本校の基本方針の策定及び基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織である。学校の教育活動全体を通じて児童にいじめに向かわない態度や能力等を育成する取組を実施し、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを推進することで、いじめの未然防止に努める。また、実際にいじめ、もしくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉の専門家、弁護士、学校医等をはじめとする医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

いじめ事案の対応においては、町教育委員会との連携を図り、さらに公平性・中立性を確保する必要がある場合には専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。ただし、町教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、町教育委員会のいじめ問題対策連絡協議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

また、問題対策委員会では、いじめ問題に関わる研修を計画し、教職員の資質と指導力の向上を図る。具体的には、夏季休業中の校内研修や年6回定期開催される生徒指導委員会を活用し、県教委から提供された「児童生徒間のトラブルに係る事例等」を利用する。一方で、児童や保護者、地域に対していじめ問題に関する情報発信と意識啓発を進める。さらに、問題対策委員会だけでなく、学校評価等を活用して保護者や地域の意見

を反映して取組の評価と見直しを行うことで、PDCAサイクルを活用した取組の改善と向上を図っていく。



問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 基本方針の策定や取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを推進する役割
- ウ 教職員のいじめ問題に関わる指導力向上のための研修を主導する役割
- エ 児童・保護者・地域に対するいじめ問題に関わる情報発信と意識啓発を行う役割
- オ いじめの相談・通報の窓口となり、情報の収集と記録、共有を行う役割
- カ いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、町教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたる。

I. いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童一人ひとりに心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える望ましい人間関係と学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 発達段階に応じた計画的な指導と自主的活動の促進

全児童を対象として、いじめの問題について正しい認識を養うための教育活動を計画的に実施する。また、発達段階に応じて、自分でいじめについて考えたり、友だちと議論したりする等の活動を取り入れる。さらには、学校生活の中で重点的に取り組む時期や行事を設定しながら、児童一人一人に「いじめをしない」「いじめを許さない」意識を醸成していく。そして、児童がいじめの問題を自らのこととして考えたり、主体的に行動したりする場を設けながら、児童の自主的活動を促進していく。

具体的には、児童の発達段階を考慮しながら、6年間を見通して以下の内容を計画的に指導していく。

- ①いじめは、重大な人権侵害であり、被害者、加害者および周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されない行為であること。

- ②いじめは、刑事罰の対象となり得る行為であり、不法行為に該当し、損害賠償責任が発生することもある社会的にも重大な問題であること。
- ③学級集団での集団生活や学年に応じた話し合い活動、また異年齢集団（たてわり）での活動等の実践を通して、社会性と人間関係スキルを育成していく。それによって望ましい人間関係作りを促進していく。
- ④児童の心を育てる教育として、道徳教育の充実を図る。また、発達段階に応じて、各学年でいじめ問題を取りあげた題材を取り扱う。その際、「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳がいじめ問題にできること～」を活用する。

指導の重点化を図ったり、効果を高めたりするために、以下のことを実行する。

- ①5月の「人権月間」において、以下の取組を実施する。
- ・朝会における校長講話で、人権やいじめの問題に関わる話題を取り挙げる。
 - ・いじめの未然防止や人権感覚の育成を目指した学級担任等による指導をする。
 - ・道徳の時間に、人権やいじめの問題を取りあげた題材を取り扱う。
 - ・人権作文や人権標語を全児童が書き、人権やいじめについて自分の考えを表現する機会とする。
 - ・各種のおたよりを通じて、家庭や地域に対して、人権やいじめの問題を啓発する。
- ②11月を「いじめ撲滅強調月間」において、以下の取組を実施する。
- ・朝会における校長講話で、いじめの問題に関わる話題を取り挙げる。
 - ・いじめの未然防止や人権感覚の育成を目指した学級担任等による指導をする。
 - ・道徳の時間に、人権やいじめの問題を取りあげた題材を取り扱う。
 - ・学校公開期間を利用して、外部講師を招いた授業を実施する。内容は、「情報モラル」に関わる内容を取り挙げ、保護者にも参加を呼びかける。
 - ・児童会を中心として、いじめに対する「行動宣言」を行い、一人一人がいじめに対して自分にできることを考え、行動する実践的な取組を行う。
 - ・各種のおたよりを通じて、家庭や地域に対して、「いじめ撲滅宣言」を周知し、いじめの問題の啓発をする。
- ③年間計画の中に以下の行事を位置づけ、いじめ等の問題を考え、正しく善悪を判断する力を養う機会とする。
- ・薬物乱用防止教室（7月予定）
 - ・非行防止教室（12月予定）

イ 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導」である。いじめを未然に防ぎ、いじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返ることを忘れてはならない。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために

- ①児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ②自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って指導に当たる。
- ③いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
ことを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、次のような場合があることに十分留意する。

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合

- ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

ウ 学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要である。そのことから、以下のポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

- ① 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ・ 児童の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
 - ・ 居場所をつくる。
 - ・ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ・ 規範意識を醸成する。（「…してはならない。」だけでなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・ わかる楽しさを与える。（「わかった。」と思えたとき、「もっとわかりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
 - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- ③ 児童が現在および将来にわたって、社会の中で自己実現を図っていけるように、社会性や人間関係スキルを育成する。
 - ・ 話し合い活動や言語活動を各教科・領域の中で、積極的に実践し、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
 - ・ 児童の意欲を活かし、児童の主體的な活動を促進しながら、自己指導能力の育成に努める。
 - ・ 学級経営の充実に努め、児童同士が望ましい人間関係作りを進められるようにする。
- ④ 児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。
 - ・ いじめを自分のこととしてとらえ、考え、議論する機会を意図的・計画的に設ける。
 - ・ 児童会を中心としたいじめに対する「行動宣言」の取組を通じて、児童にいじめ撲滅に向けた実践力を養う。

エ 学習指導

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることは、いじめを予防する重要な方策となる。そのことを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味し、すべての児童が「学ぶ喜び」を味わえるように指導方法を工夫していく。

児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、進んで課題を見つけたり、主体的に考え、判断し、表現したりして解決することにつながる。それらの過程を通じて、児童一人ひとりには豊かな心やたくましく生きる力を育み、人としてより良く成長していく力を身につけることができる。

逆に、学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなる場合が少なくない。

オ インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、児童がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- ① 警察や埼玉県青少年課などの外部機関と連携して、ネット問題について講演会（子供安全見守り講座等）を実施する。また、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図ったり、道徳の時間に情報モラルを題材とした内容を取り上げたりする。
- ② 保護者の意識啓発を図るために、オ-①の講演会を学校公開日や授業参観日等に設定し、保護者の積極的な参加を呼びかける。また懇談会の際には、生徒指導部より情報モラルやネット問題に関わる資

料を提供することで保護者の理解を促し、家庭内でインターネット等を利用する場合の約束づくりを進められるようにする。

カ 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士の親密な関係づくりが重要である。そこで、学級担任等がコーディネーターとなり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進める。その一環として、懇談会等を利用していじめ等の問題行動に関する情報交換や対策について保護者同士が話し合う機会を設定する。また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

II. 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。気になる変容やトラブルについては、日常的に情報交換を行ったり、月例トラブル報告を通じて、全職員で情報を共有し、いじめの早期発見に努める。また、家庭と積極的に連絡を取り合っ情報共有を図り、共通理解に基づいた見守りや対応につなげられるように心がける。

また児童がいじめを訴えやすい体制を整え、適切ないじめの実態把握ができるように、学校は各学期1回のいじめアンケート（本校での呼称は「元気アンケート」）を実施する。さらに、アンケート回収後に、学級担任が個別の教育相談を実施するなどして、いじめの早期発見や児童が安心して生活できる学校づくりに努める。こうしたいじめの早期発見やいじめ問題への取組を進める上で、教職員は次のようなことに留意する。

- ①アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信することや、いじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものである。これを踏まえ、学校は、児童からの相談に対しては、必ず迅速に対応することを徹底する。
- ②いじめの被害者を助けるためには、児童の協力は非常に重要な要素である。日頃から教師は児童との信頼関係の構築に努め、児童に対しては傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう指導する。

さらに、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- ア 「彩の国生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- イ 「彩の国生徒指導ハンドブック」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- ウ 「彩の国生徒指導ハンドブック」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

Ⅲ いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、問題対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て問題対策委員会に報告・相談することとする。情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織で対応方針を決定して被害児童を守り通すとともに加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

一方で、被害児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合があるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側を傷付けたが、すぐに良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず柔軟に指導することもある。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめている児童への指導（「彩の国生徒指導ハンドブック」参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図ることも視野に入れる。

イ いじめられている児童への支援（「彩の国生徒指導ハンドブック」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、被害児童に寄り添い、共感的態度で親身に話を聴く。また、日頃から温かい言葉かけをし、本人との信頼関係を築いておく。

ウ 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

エ 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、誰にも起こり得る問題であり、自分の問題として考え、望ましい行動をする力を育てる。また、傍観することは、いじめ行為への加担と同じであることを理解させ、いじめを大人に知らせる勇気を持たせる。

オ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 自らの意志によって、望ましい行動がとれるように指導する。
- ・ 見て見ぬふりをして、傍観者になることがないように指導する。
- ・ 道徳教育の充実を図り、相手の気持ちを考えたり、いじめ問題について考えたりして心を耕す。
- ・ 特別活動を通して、児童の主體的ないじめ問題に対する活動を促進する。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育て、望ましい人間関係を築けるように指導する。

カ 他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

キ 町教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を町教育委員会へ速やかに報告する。

ク いじめの解消

小鹿野小学校基本方針の第2-2いじめの定義に基づいて判断する。ただし、定義に記された3ヶ月という期間は目安であり、個別の事案によって期間の判断は異なることがある。また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童を、日常的に注意深く観察していく。

第4 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

- ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(本ページ以下参照)
- イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。
- ウ 重大事態が発生した場合、本校は小鹿野町教育委員会へ事態発生について報告する。
- エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 上記エの調査結果は、小鹿野町教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 小鹿野町教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

I. 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は小鹿野町教育委員会へ、事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに小鹿野町教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと小鹿野町教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、小鹿野町教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、小鹿野町教育委員会との連携を図りながら実施する。

エ 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、町教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があ

ったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、町教育委員会の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

カ 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成27年3月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、埼玉県教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「彩の国生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

キ その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

Ⅱ 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係【いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど】について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、小鹿野町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

イ 調査結果の報告

調査結果については、小鹿野町教育委員会教育長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて埼玉県知事に送付する。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、小鹿野小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、小鹿野小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

<資料>年間行事予定

	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
4 月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止教育（学年・生徒指導部） 第1回生徒指導委員会 各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定 問題対策委員会：「学校基本方針」策定 					
5 月	<ul style="list-style-type: none"> 自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部） 人権月間（人権講話・人権作文・人権標語） 					
6 月	<ul style="list-style-type: none"> 授業改善に関わる研究授業 学校評議員会において基本方針の協議 第2回生徒指導委員会 第1回児童対象いじめアンケート調査（生徒指導部） Q Uテストの実施 					
7 月	<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する取り組みの中での、「いじめ」についてのビデオ視聴（人権教育部） 				<ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止教室（外部講師招聘） 	
	<ul style="list-style-type: none"> 「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部） 					
8 月	<ul style="list-style-type: none"> いじめの防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修会の実施 町教職員人権教育研修会 					
9 月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回生徒指導委員会 あいさつ運動の実施 					
10 月	<ul style="list-style-type: none"> 自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部） 					
11 月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ撲滅強調月間 児童会を中心としたいじめ撲滅に向けた取組（いじめに対する「行動宣言」） 情報モラル教室の実施（学校公開期間・外部講師招聘） 「青少年のネットモラル啓発DVD」によるネットいじめ防止及びネット利用啓発 彩の国の道徳『学級づくりの羅針盤』を活用した時間（道徳部） 第4回生徒指導委員会 					
12 月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回児童対象いじめアンケート調査（生徒指導部） 「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 非行防止教室（外部講師招聘） 					
1 月	<ul style="list-style-type: none"> 第5回生徒指導委員会 					
2 月	<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員会において基本方針の協議 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 人間としての在り方生き方とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部） 					
3 月	<ul style="list-style-type: none"> 第6回生徒指導委員会 第3回児童対象いじめアンケート調査（生徒指導部） 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（問題対策委員会） 企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会） 					

* 毎月末に担任による学級のトラブル報告を実施